

## 教育力向上福岡県民運動京築地区推進会議設置要綱

### (目的)

第1条 「福岡の教育ビジョン」の実現に向け、教育力向上福岡県民運動に関する施策を京築地区において推進するため、教育力向上福岡県民運動京築地区推進会議（以下、「地区推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 地区推進会議は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 京築地区における教育力向上福岡県民運動に関する施策、取組の成果の普及・啓発に関すること。
- (2) 京築地区における学校と家庭、地域の教育力向上福岡県民運動の取組に関する指導・助言に関すること。
- (3) その他教育力向上福岡県民運動の推進に必要な事項に関すること。

### (委員)

第3条 地区推進会議は、委員20名以内をもって組織し、別表に掲げる者とする。

- 2 委員は、県内の各界各層代表者から、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第4条 地区推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によるものとし、任期は2年とする。ただし、再選することができる。
- 3 会長は、地区推進会議の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 地区推進会議の会議は、会長が召集し、これを主宰する。

- 2 地区推進会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 地区推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて、委員以外の学識経験者、教育関係者等の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

### (庶務)

第6条 地区推進会議の事務局は、京築教育事務所に置く。

### (補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、地区推進会議の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は平成20年10月28日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条の規定にかかわらず平成22年3月31日までとする。

### 別 表

所 属 等	備 考
京築市町教育委員会教育委員長代表	
京築市町教育委員会教育長	
京築地区社会教育委員代表	
京築ブロックPTA連合会代表	
京築地区小学校長代表	
京築地区中学校長代表	
京築地区高等学校長代表	
子ども会連合会京築ブロック連絡協議会代表	
京築地区幼稚園代表	
京築地区保育園代表	